

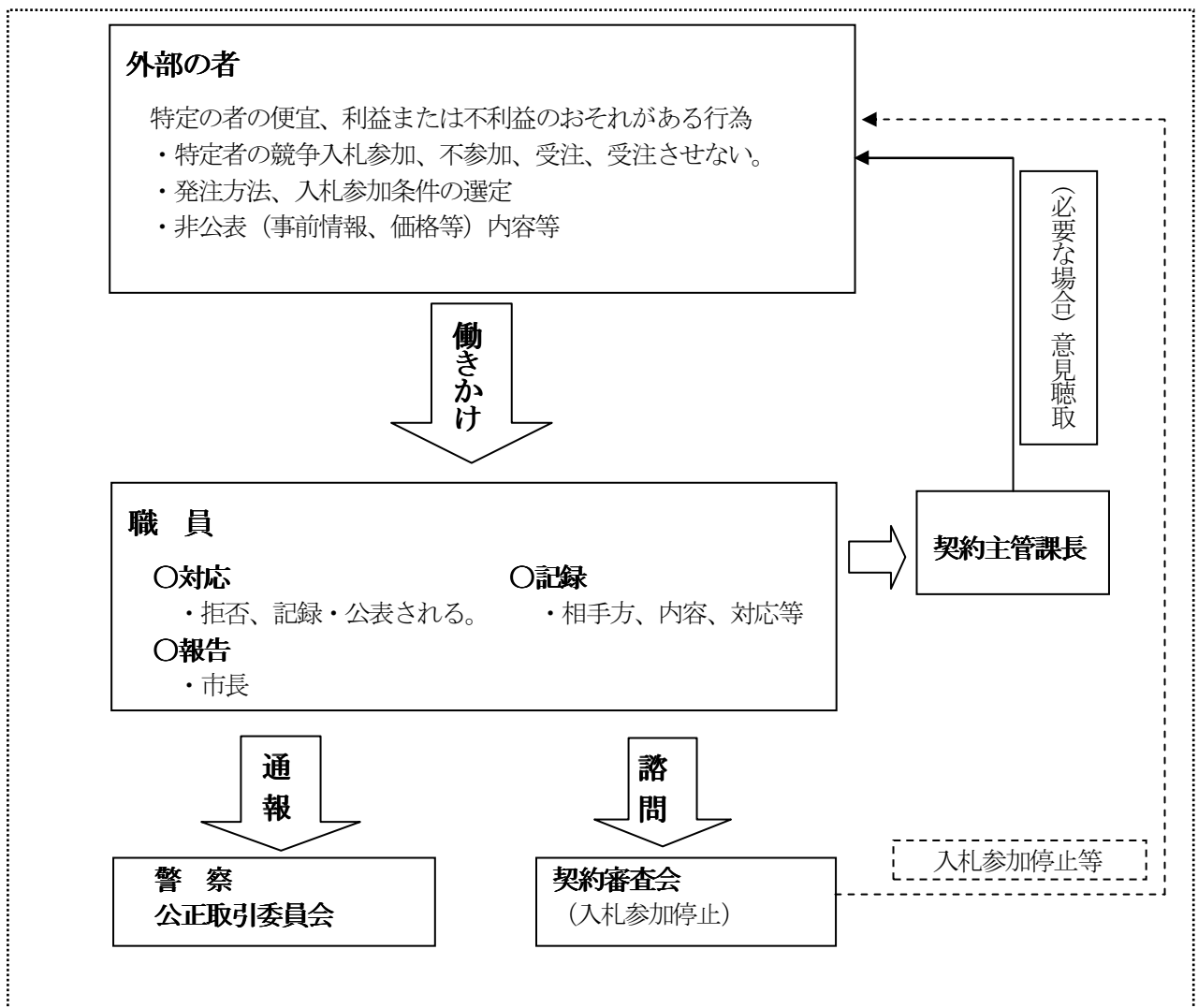
米原市入札および契約手続等に係る働きかけに関する取扱要領について

米原市役所総務部管財課

1. 概要

市の発注する建設工事等の入札および契約の手続等に関し、外部の者からの不当な「働きかけ」を排除するため、新たな方策として、職員に対して、不当な「働きかけ」がなされた場合の対応、記録および報告を義務付けるとともに、「働きかけ」について必要な措置を講ずる仕組みを導入することとしました。

2. 対応・記録・報告・措置



3. 施行日

平成22年6月15日